

「保管場所標章に係る標準仕様（案）」に対する意見招請の結果等について

標記について、意見を募集したところ、以下のような意見等をいただきました。いただいた意見等とそれに対する警察庁の考え方及びこれら意見等を踏まえ、庁内で所要の検討を行った結果の修正点は次のとおりです。

なお、保管場所標章の仕様書については、各都道府県警察で定めるものであり、別段の定めがある場合には、これによることとなります。

	項目	項番	項目名又は標準仕様記載内容	意見・質問の内容	意見に対する考え方
1	2 標章の構造等	(3) 製造管理番号	製造管理番号は、数字により、（共通分類コード表の都道府県等別コードによる2桁）、当該標章が製造された西暦年の末尾2桁及び7桁の製造番号の計11桁とすること。	製造管理番号のフォント及び書体については問わないのでしょうか。	フォント及び書体については、定める必要がないものと考えています。
2	2 標章の構造等	(3) 製造管理番号	同上	製造管理番号については不要です。不必要な工程管理は、製造側、使用側双方にとって、コスト削減が充分できる部分と推測できます。	製造管理番号は、受注需要に応じた製造枚数・使用枚数の確認のため及び不良品が発生した場合に同様の不良品である標章の追及を容易にするため必要であると考えています。
3	3 特記事項	(2) 標章の適切な管理に関する事項	製造管理番号について	製造管理番号の印刷工程において、印字不具合のため、保管場所標章の製造管理番号が印字不良となった場合は、どのようにしたらよいのでしょうか。	印字不良となった保管場所標章に代わる保管場所標章を作成することで足りるものと考えています。
4	別添1	1 製造外観	注2：ジグザグ折り束は、2枚単位で折り、1セットは500折り（標章1000枚）とし、容易に、かつ、崩れずに印字機に挿入することができるものであること。	注2の部分で、印字機に挿入とありますが、印字機の内容が明確でなく、別添3で2社のプリンター名のみが開示されている。この内容では、どのような方式の、どのリボンで、どのような印字方法をお考えなのか、不明瞭に思います。	各都道府県警察で現在使用されている標章印字機で印字できることが必要であることから、2社の標章印字機を具体的に記載したものです。 標章印字機の仕様や入手方法については、標章印字機の製造メーカーに問い合わせたいと考えています。
5	別添1	2 図柄	注3：精細模様は、国家公安委員会規則に規定する模様のほか、地紋又は細紋1種類を使用すること。	注3の精細模様の地紋又は細紋は、全国統一のデザインでしょうか。また、保管場所標章のデザインは、落札時にそのデザインデータの入稿は可能でしょうか。	地紋又は細紋のデザインは、保管場所標章を納入しようとする者において作成するものであり、国家公安委員会規則に定める保管場所標章のデザインデータについても、保管場所標章を納入しようとする者において作成するものと考えています。

	項目	項番	項目名又は標準仕様記載内容	意見・質問の内容	意見に対する考え方
6	別添1	2 図柄	「TOYO88 CF0410(青色)相当」 「TOYO88 CF0166(黄茶色)相当」	2「図柄」内の色の指示について、カラーチップの数値、版数が古く、他にも、多々、旧式の測定方法、試験方法、廃棄方法等が見受けられます。	意見を踏まえ、「TOYO88 CF0410(青色)相当」を「TOYO CF10410(青色)相当」に「TOYO88 CF0166(黄茶色)相当」を「TOYO CF10166(黄茶色)相当」に修正します。 測定方法、試験方法については、最新のJIS規格及びJASO規格を参考としたものであり、廃棄方法については、環境にも配慮し裁断等の方法による処分も可能な記載にしたものであり、変更の必要はないものと考えています。
7	別添1	2 図柄	ホログラムシールの必要性	標章の構造設計は簡単にすべきであり、入手が困難なホログラムシールは不要です。	ホログラムシールについては、保管場所標章の偽変造防止の観点から必要であると考えています。
8	別添1	2 図柄	同上	ホログラムシールは不要です。ホログラムシールは、一見、偽造防止に寄与しますが、正否の判断が、屋外では難しく(大半が機具を使用する判定方法によるため)、本来の目的である、車庫飛ばしの検挙率向上に、有効に機能しているとはいえないと判断します。	
9	別添1	3 断面構造	F:再使用防止層	再使用防止層は、再使用を防止することができれば、どのような加工でも良いのでしょうか。具体的に記載して頂きたい。(例:剥がす際に再使用防止層から必ず破れるものであること等)	特定の再使用防止措置のみを認めるのではなく、再使用の防止ができることとなるものであればよいと考えています。 保管場所標章の標準仕様については、詳細を定めることとすると、却って標章の製造の技術の進歩を妨げるほか、新規業者の参入を妨げるおそれがあるとの考えから、必要最小限の項目のみ定めることとしたものです。
10	別添1	3 断面構造	同上	再使用防止策において、防止策の指定はありますか。独自の防止策でよいでしょうか。	
11	別添1	3 断面構造	A:印刷(墨一色) ~ L:印刷(墨一色)	断面構造で記載されている各層について、具体的な材質名や仕様を呈示していただけませんか。	保管場所標章に係る具体的な材質等については、指定する必要がないものと考えています。 保管場所標章の標準仕様については、詳細を定めることとすると、却って標章の製造の技術の進歩を妨げるほか、新規業者の参入を妨げるおそれがあるとの考えから、必要最小限の項目のみ定めることとしたものです。

	項目	項番	項目名又は標準仕様記載内容	意見・質問の内容	意見に対する考え方
12	別添 1	3 断面構造	標章の厚さは、 $350\mu\text{m} \pm 30\mu\text{m}$ であること。	総厚みがクリアできれば、各層の厚さは自由に設計できるのでしょうか。	貴見のとおりです。 保管場所標章の標準仕様については、詳細を定めることとすると、却って標章の製造の技術の進歩を妨げるほか、新規業者の参入を妨げるおそれがあるとの考えから、必要最小限の項目のみ定めることとしたものです。 なお、標章の厚さについては、後記「保管場所標章に係る標準仕様（案）」の修正点を参照下さい。
13	別添 1	4 ホログラムシールの構造	(1) ホログラムシールの図柄は、車及び日章の二変化多重図形が描かれているものであること。 (2) ホログラムシールは、貼り付けた後、はがせば再使用ができないものであること。	ホログラムシールの入手方法についての記載がありません。シールは支給か、販売か、どのように入手することになるのでしょうか。	ホログラムシールについては、保管場所標章を納入しようとする者が、各都道府県警察で定める保管場所標章の仕様書の内容を満たすものを、ホログラムシールを製造する者等から入手すれば足りるものと考えています。
14	別添 1	4 ホログラムシールの構造	同上	提供されるホログラムシールの形態の記載がありません。ロール状、ジグザグ折（連続仕上げ）等々、どのような形状の物でしょうか。	
15	別添 1	4 ホログラムシールの構造	同上	提供されるホログラムシールの糊の種類はどのようなものなのか記載がありません。粘着剤、ホットメルト糊、コールド糊等々、どのような糊が、使用されているのでしょうか。	ホログラムシールの糊の種類については、定める必要がないものと考えています。 保管場所標章の標準仕様については、詳細を定めることとすると、却って標章の製造の技術の進歩を妨げるほか、新規業者の参入を妨げるおそれがあるとの考えから、必要最小限の項目のみ定めることとしたものです。
16	別添 3	標章の機能	標章の機能に関すること	機能性について ・ 不透明度の規定はありますか。 ・ 不透明度を確保するためにシルバー印刷等が必要でしょうか。	不透明度については定めていませんが、保管場所標章の精細模様が、表面から見て、国家公安委員会規則に定める精細模様と同一性が認められることは必要であると考えています。また、仕様上、シルバー印刷等を定める必要はないものと考えています。 保管場所標章の標準仕様については、詳細を定めることとすると、却って標章の製造の技術の進歩を妨げるほか、新規業者の参入を妨げるおそれがあるとの考えから、必要最小限の項目のみ定めることとしたものです。
17	別添 3	標章の機能	（接着力）貼付後48時間放置したのち、端末部を180度折り返し、検体の端をインストロン型引張試験機に取付け、 $300 \pm 20\text{mm}/\text{min}$ の引張速度で引きはがし、その時の荷重を測定する。	粘着力の試験項目にはインストロン型引張試験機とありますが、ロードセル型引張試験機が一般的です。	参考とした最新のJASO規格においては、インストロン引張試験機を用いることとされていることから、変更の必要はないものと考えています。

	項目	項番	項目名又は標準仕様記載内容	意見・質問の内容	意見に対する考え方
18	別添3	標章の機能	(耐候性)JIS B7753に規定するサンシャインカーボンアーク灯式耐候性試験機を用い、別表に示す条件において試験を実施する。	耐候性試験において、キセノン灯式耐候性試験機を用いてもよいでしょうか。	参考とした最新のJIS規格及びJASO規格においては、サンシャインカーボンアーク灯式耐候性試験機を用いることとされており、それによる試験結果によることで判別ができることから、変更の必要はないものと考えています。
19	全体		全体	現行デザインから仕様を簡略化して、コストを下げていくというお考えはありますか。例えばホログラムをなくすなど。	保管場所標章の偽変造防止の観点から、現行のデザインは、変更の必要がないものと考えています。
20	全体		全体	具体的な素材や供給先、供給ルート等を開示していただき供給できると判断できれば、入札参加業者が増えると思われれます。	具体的な素材については、保管場所標章を納入しようとする者が、都道府県警察で定める仕様書の内容を満たすものを、その素材を製造等する者から入手していただくものと考えています。 また、保管場所標章の標準仕様については、詳細を定めることとすると、却って標章の製造の技術の進歩を妨げるほか、新規業者の参入を妨げるおそれがあることから、素材についても定めないこととしています。
21	その他		標章のデザインに関すること	標章のデザインについて ・ 契約者が指定図柄に沿って作成するのでしょうか。 ・ 原版(版下)は貸与されるのでしょうか。	保管場所標章を納入しようとする者が、各都道府県警察で定める保管場所標章の仕様書の内容を満たすものを製造等するものと考えています。
22	その他		ホログラムシールの供給に関すること	ホログラムシールについての説明が不十分で、今までどおり、某社が独占的にホログラムシールを作り、それを他業者が買い取る形にならざるを得ないのではないのでしょうか。例えば、ホログラムシールを作成するために必要な特許使用権等を明記しなければ、結局、競争参加の意欲を持つ事業者を門前払いすることになってしまいます。	ホログラムシールについては、保管場所標章を納入しようとする者が、各都道府県警察で定める保管場所標章の仕様書の内容を満たすものを、ホログラムシールを製造する者等から入手すれば足りるものと考えています。 なお、その支給はないものと考えています。
23	その他		同上	試作品に必要なホログラムシールの入手方法の記載がありません。どのように入手すればよいのでしょうか。	
24	その他		同上	ホログラムのデザインは、その性格上同じものを作ることは難しいが、まとめて製造し入札業者に提供する形になるのでしょうか。(ホログラムで同じものを作るというのは、偽造と解釈される危険性があるため。)	

	項目	項番	項目名又は標準仕様記載内容	意見・質問の内容	意見に対する考え方
25	その他		同上	ホログラムシールについて現行デザインを使用されるのであれば、財団法人日本交通管理技術協会様からの購入は可能でしょうか。	
26	その他		同上	ホログラムシールについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給品となるのでしょうか。 ・ 契約者が指定図柄に沿って作成するのでしょうか。 ・ 原版（版下）は貸与されるのでしょうか。 	
27	その他		印字性試験の実施要領について	印字性試験を行うに際し、指定のプリンタと熱転写リボンの貸し出しあるいは評価の依頼は可能でしょうか。	標章印字機の仕様や入手方法については、標章印字機の製造メーカーに問い合わせたいと考えています。
28	その他		調達に関する事	警察庁が一括購入すれば、事務コストの削減、大量発注による単価下げにより経済的に調達できることとなります。	保管場所標章の交付事務は、各都道府県警察の事務であることから、国の機関である警察庁ではなく、各都道府県警察においてそれぞれの財務規則等に定めるところにより調達することとなります。

保管場所標章に係る標準仕様(案)の修正点

	項目	項番	修正前	修正後
1	別添 1	2 図柄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「TOYO88 CF0410 (青色)相当」 ・ 「TOYO88 CF0166 (黄茶色)相当」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「TOYO CF10410 (青色)相当」 ・ 「TOYO CF10166 (黄茶色)相当」
2	別添 1	3 断面構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標章の厚さは、$350\mu\text{m} \pm 30\mu\text{m}$であること。 ・ 参考断面図の標章の厚さの寸法 約$350\mu\text{m} \pm 30\mu\text{m}$」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標章の厚さは、$360\mu\text{m} \pm 30\mu\text{m}$ (ホログラムシールを貼付している部分にあつては$420\mu\text{m} \pm 30\mu\text{m}$)であること。」 ・ 削除